令和3年度事業計画書

自:令和 3年 4月 1日

至:令和 4年 3月 31日

一般社団法人 大学アライアンスやまなし

1. 活動方針

一般社団法人 大学アライアンスやまなし(以下、本法人)は、大学相互間や大学と 研究機関等との間における連携推進事業を行い、教育、人材育成、研究及び運営に 係る各種事業を円滑に実施できる仕組みを構築することを目指している。

令和2年度には、本格的な事業展開に向けた取組を加速させ、一部の連携事業に おいては先行して実施してきたところである。さらに、年度末には全国初となる大学 等連携推進法人の認定に向け文部科学大臣に申請手続きを行った。

令和3年度からは、大学等連携推進法人の教学上の特例措置を活用し、教養教育分野を中心に連携開設科目の開設など、これまでにない事業を展開する。加えて、専門分野においても、特例措置の活用を視野に参加法人会員(以下、両大学)間での連携事業の検討を進め、確実に実現していく。

また、大学等連携推進法人の特例措置を活用した教職課程の共同設置や共同教育課程の開設に向けた協議を引続き行い、中期的な事業構想に基づき連携事業の企画・立案を進めていく。

これら、大学間連携の枠組みで実施する取組等を多くの学生に周知するとともに、連携事業のメリットを享受できるような企画を立案し、実現に向けて取組んでいく。また、連携事業の構想にあたっては、有識者等からの大局的な視点をも取入れるとともに、法人の運営組織を強化することで、確実に事業実施に繋げていく。

本法人の枠組みにより、参画する両大学の機能強化を促進できるよう、文理融合教育研究の推進や各大学が単独では成しえない事業などに対しては、前例にとらわれない方法や仕組み等を積極的に取り入れていくとともに、予算や人員などの資源を優先して投下する。そのうえで、大学等連携推進法人制度など連携による特例措置等を十分に活用できるよう、本法人の運営体制及び両大学の組織整備を遅滞なく進めていく。これらの実現に向け、本法人が両大学に対して適切にガバナンスを掛けることで、連携事業の推進や実行性を担保していく。

2. 事業計画

2-1:総務関係

2-1-1:会議等の開催

本法人の事業運営および財務等に関する重要事項の審議や本法人に対する多様な意見を把握し、運営に反映するため、次の会議等を開催する。また、理事会傘下の委員会において、具体的な連携事業構想を検討するとともに、教育分野に係る質保証を担保する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 大学等連携推進評議会
- (4) その他会議等
 - 連携事業実施委員会、教育の質保証委員会
 - ・ その他

2-1-2:事務局の運営

本法人の事務局では、会員との正確かつ迅速な情報共有を図るとともに、会員間で効果的な連携体制を構築し、会議や外部機関等への申請・報告等の手続きをはじめ、法人運営をスムーズに行っていくため、次の事業を行う。

- (1) 事務局の体制及び機能の強化
- (2) 法人運営に必要となる各種規則等の整備
- (3) 大学等連携推進法人認定に係る諸手続き
- (4) 関係機関への諸手続き

2-1-3:広報機能の強化

本法人の活動状況や、両大学が取組む連携事業の取組を両大学の学生及び地域社会をはじめとする関係者に広く周知するため、様々な広報媒体及び諸活動を通じて、次の事業を行う。

- (1) 本法人のホームページの充実
- (2) 両大学の学生への活動内容の周知を強化
- (3) 地元高校生をはじめとする進学希望者を対象とした PR 活動

- (4) 各種報道機関からの取材対応
- (5) 各種連携事業の実績等の広報
- (6) 大学等連携推進法人の認定に伴う情報公開

2-2:大学等連携推進事業関係

2-2-1:大学等連携推進事業の運営体制の強化

地域社会及び学生のニーズを把握し、両大学が連携して行う各種事業に反映させるなど、本法人が一定のガバナンスを掛けることで実効性を担保する仕組みを 構築するため、次の事業を行う。

- (1) 大学等連携推進評議会等を活用しつつ、地域社会のニーズ把握に努めるとともに、本法人の事業内容や運営に対する意見を聴取
- (2) 地域や在学生からの高等教育に対する意見を反映できる体制の検討
- (3) 両大学の大学間連携に係る関連部署とも連携するなど、企画・立案機能を 強化

2-2-2:大学等連携推進事業の実施体制の整備

連携事業の円滑な実施や教育の質を担保する仕組みを稼働させるため、次の事業を行う。

- (1) 連携事業実施委員会では、傘下検討WGからの意見を踏まえ、連携事業に係る基本方針や管理運営に係る事項について協議し、円滑な事業実施を図る。また、必要に応じて検討の方向性を提示するなど、遅滞なく連携事業の計画を策定する。
- (2) 両大学の質保証システムを活用した教学管理体制の構築に向け、教育の質保証委員会では、教育分野に係る事業を評価するとともに、質保証を担保するため、必要となる基準等を整備し、事業の検証を行う。

2-2-3:具体的な大学等連携推進事業の実施

大学等連携推進方針及び中期事業計画並びに本事業計画書に定める活動方 針に沿って、令和3年度は教育及び研究並びに管理運営をはじめとする様々な分 野において、以下の大学間連携事業を実施する。

(1) 学生教育の充実

- ・ 両大学の強み・特色を活かし、役割分担を定めたうえで、令和 3 年度前期から教養教育分野での連携開設科目を開設する(具体的な科目については別紙を参照)。
- ・ 引続き、両大学おいて、各々の教養教育の在り方を協議したうえで、既 存科目の集約化を推進しつつ、連携開設科目の新設などの取組を行う ことで、両大学における教育の充実を図る。

(2) 高度専門人材の養成

- ・ 幼児教育・看護教育・社会科学等の各分野に係る連携開設科目の開 設など、専門教育に係る連携事業を展開する。
- ・ 将来的な教職課程の共同設置や共同教育課程並びに特別教育プログラムの開設に向けた具体的な検討を引き続き行う。

(3) 教育資源の有効活用

- ・ 施設の共同利用や就職支援の相互利用など、両大学間の教育資源を 活用した取組事例を増やす。
- ・ 両大学の教育資源を活かし、本法人のガバナンスのもと、地域住民な ど、広く一般を対象とした地域貢献活動(リカレント教育等)を行う。

(4) 学生及び教職員の交流

- ・ 学生支援活動や学生生活の場において、両大学の学生交流機会を確保する。
- ・ 合同教職員研修や人事交流など、両大学の教職員のスキルアップに繋 がる事業を実施する。

(5) 効率的な大学運営

・ 両大学の連携により、スケールメリットを活かした共同調達等の実施により、ランニングコストの縮減を進め、業務の効率化を図る。

2-2-4:その他

・ 特になし

令和3年度 連携開設科目一覧(予定含む)

(教養教育分野)

No	科目名	主幹大学	備考
1	子ども文化	山梨大学	
2	書の様式と鑑賞	山梨大学	
3	頭と身体の運動学	山梨大学	
4	健康とスポーツの科学	山梨大学	
5	臨床心理学を学ぶ	山梨大学	
6	サッカー文化学	山梨大学	
7	水圏植物の生物学	山梨大学	
8	光る分子の科学	山梨大学	
9	プラスチックの科学	山梨大学	
10	クリスタルサイエンス	山梨大学	
11	家庭の中のエレクトロニクス	山梨大学	
12	自然災害と都市防災	山梨大学	
13	人間とコンピュータ	山梨大学	
14	富士山学	山梨大学	
15	ガイア仮説と地球システム科学	山梨大学	
16	ワインと宝石	山梨大学	
17	医工学と現代社会	山梨大学	
18	現代生活とバイオテクノロジー	山梨大学	
19	生命を科学する	山梨大学	
20	医療の最先端	山梨大学	
21	人体の生命科学	山梨大学	
22	大学生活のためのセルフマネージメント	山梨大学	
23	絵心再生 LABO	山梨大学	
24	フューチャーサーチ	山梨大学	
25	人間と文化	山梨県立大学	
26	人間と芸術-文学	山梨県立大学	
27	社会と政治	山梨県立大学	
28	社会と法	山梨県立大学	
29	環境論	山梨県立大学	
30	山梨学 I	山梨県立大学	

No	科目名	主幹大学	備考
31	山梨学Ⅱ	山梨県立大学	
32	日本語の方言と山梨	山梨県立大学	
33	文化とコミュニケーション	山梨県立大学	
34	生と幸福	山梨県立大学	
35	災害支援	山梨県立大学	
36	国際協力	山梨県立大学	
37	生活環境論	山梨県立大学	
38	日本文化論	山梨県立大学	

(留学生対象科目)

Nº	科目名	主幹大学	備考
39	日本語演習 A	山梨大学	
40	日本語初中級 IA	山梨大学	
41	日本語初中級 IB	山梨大学	
42	日本語中級 IA	山梨大学	
43	日本語中級 IB	山梨大学	
44	日本語中上級I	山梨大学	
45	日本語上級 I	山梨大学	
46	日本語初中級ⅡA	山梨大学	
47	日本語初中級ⅡB	山梨大学	
48	日本語中級ⅡA	山梨大学	
49	日本語中級ⅡB	山梨大学	
50	日本語中上級Ⅱ	山梨大学	
51	日本語上級Ⅱ	山梨大学	
52	現代日本事情	山梨県立大学	